### 刑事実務

# 第1 設問1

### 1 小問1

(1) B供述によれば、犯行時に、AはBに対し、「親父のだから落としたりするなよ」 と言ってナイフを渡している。

そして、A の父親は、B のことは知っているが、ナイフは貸していないとしている (③)。

したがって、Bのいう通り、AがBにナイフを貸したことが推認される。

(2) B供述によれば、犯行直後、コンビニエンスストアで甲は金をおろし、乙はスポーツドリンクを買っている。

かかる B の供述は、コンビニの防犯カメラ映像(⑦)及び B 方から差し押さえられた茶色の作業着上下(⑨)と整合する(⑯)。

- (3) Bの供述によれば、Aの取り分は300万円であった。 そして、Aは、事件翌日に消費者金融Y社に100万円、Z社に200万円を返済しており、分け前の金額と一致する。
- (4) 3月1日のBの携帯電話の記録(⑪)によれば、Aからの着信、14分ほどの通 話が認められる。

よって、同日にAから電話で犯行に誘われたとのB供述と整合する。

(5) 以上より、検察官は、B供述のうち、Aが関与したとの供述部分の信用性が認められると判断した。

#### 2 小問 2

- (1) 共謀共同正犯は、①共謀と、②共謀に基づく一部の者の実行行為、③正犯意思 が認められる場合に成立する。
- (2) ア B 供述によれば、3月1日に、A,B は犯行を共謀している。そして、⑪のメッセージとかかる共謀の事実は整合的である。また、B 供述には信用性が認められる。じたがって、①共謀が認められる。

イ Bは、②実行行為を行ったことを認めている。

ウ B供述によれば、A が B を誘ったのであり、また、取り分は A の方が多い。 また、ナイフを提供したのは A である。よって、犯行の中心となったのは A であり、よって A には③正犯意思が認められる。

### 第 2 設問 2

1 公判前整理手続きの制度趣旨は、争点、証拠の整理にある(刑事訴訟法(以下、法名 省略)316条の2第1項)。

また、同手続き後は、原則として証拠調べ請求ができない(同316条の32)。

2 検察官は、B が実行し A は共謀において主導したと考えている。他方、弁護人は、A は共謀に参加していないとしているから、共謀の有無が争点であるといえる。

そして、上述した316条の32からすれば、同手続きのうちに証拠をなるべく集める必要がある。

以上から、裁判官は検察官に対し、AB間の共謀を事実として主張し、かつ、証拠の構造を明らかにすべく、照明予定事実記載書の追加提出を求めた。

# 第3 設問3

- 1 接見禁止(81条)は逃亡及び罪証隠滅を防止するためになされる。
- 2 そして、第2回公判期日までは、Bに対し知人等を通じて間接的に接触し、自己に 有利な証言を働きかけるおそれがある。よって、罪証隠滅のおそれがあるため、かかる 時点までは検察官は接見等禁止請求を行った。

他方、同期日後は、もはや証人尋問等は予定されていないため、かかるおそれはなく、 よって検察官は上記請求をしなかった。

# 第4 設問4

- 1 小問(1)
  - (1) Bは取調べの際、一貫して犯行を認めていた。 したがって、B証人尋問において主張を変更することを予測できなかったとい え、「やむを得ない事由」があるといえる。
  - (2) Bは公判廷において「全てAに言われた通りやった」と証言している。 弁護人としては、かかる公判廷供述と異なる供述をした⑩により、公判廷供述 の証明力を減殺しようとしている。よって、⑩は「証明力を争うため」(328 条)であり、伝聞証拠に当たらず、証拠能力が認められる。

### 2 小間(2)

328条の証拠は伝聞証拠ではないため、326条の同意は不要である。 したがって、検察官は 309条1項の「異議」なしとした。

以上